

令和3年度兵庫県献血推進計画(案)新旧対照表

令和3年度兵庫県献血推進計画(案)	令和2年度兵庫県献血等推進計画
<p>前文</p> <p>病氣や事故の際に必要な輸血や、白血病などの血液難病に有効な造血幹細胞移植(骨髄又は末梢血幹細胞(以下、「骨髄等」という。)移植及び臍帯血移植)は、善意の提供者があつて初めて成り立つ治療法である。</p> <p>献血については、年間を通じて献血者を安定的に確保し、輸血用血液を医療機関に安定的に供給するとともに、特に若年層の減少が著しくなっていることから、将来に向け若年層への普及啓発を一層推進する。</p> <p>また、造血幹細胞移植については、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、移植希望者の早期移植の実現に向け、造血幹細胞移植のより一層の推進に努める。</p> <p>さらに、本計画の推進にあたっては、阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ教訓を活かし、人と人、人と地域の絆やつながりを大切に、県、各市町、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県赤十字血液センター、献血推進団体、公益財団法人日本骨髄バンク、認定特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク(以下、兵庫さい帯血バンク)及びボランティア等が一体となつて、県民の参画と協働を基本に取り組みのものとす。</p> <p>なお、この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第10条第4項の規定に基づき献血の推進に関する計画を包含するものである。</p> <p>― 献血により確保すべき血液の目標量</p> <p>国が定めた全国の確保量を基に、日本赤十字社が各都道府県と協議のうえ国の認可を受けて決定した配分によると、兵庫県の令和3年度に献血により確保すべき血液の目標量は93,949L(原料血浆確保目標量:50,501L)となっている。</p> <p>県では、この目標量を確保するため、採血種類別の献血受付者目標数、献血者目標数及び血液目標量を、下表のとおりとし、以下に掲げる事項等の実施により、県内全域の連携のもとに献血参加者の確保を図る。</p> <p>但し、輸血用血液製剤の需要は日々変動することから、兵庫県赤十字血液センターは、血液製剤の日々の需給状況等を把握し、献血者数の調整に努めるとともに、近畿ブロック血液センターの広域的な需給管理のもとで献血の受入と供給を行い、血液製剤の更なる安定供給を図る。</p>	<p>前文</p> <p>病氣や事故の際に必要な輸血や、白血病などの血液難病に有効な造血幹細胞移植(骨髄又は末梢血幹細胞(以下、「骨髄等」という。)移植及び臍帯血移植)は、善意の提供者があつて初めて成り立つ治療法である。</p> <p>献血については、年間を通じて献血者を安定的に確保し、輸血用血液を医療機関に安定的に供給するとともに、特に若年層の減少が著しくなっていることから、将来に向け若年層への普及啓発を一層推進する。</p> <p>また、造血幹細胞移植については、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、移植希望者の早期移植の実現に向け、造血幹細胞移植のより一層の推進に努める。</p> <p>さらに、本計画の推進にあたっては、阪神・淡路大震災や東日本大震災から学んだ教訓を活かし、人と人、人と地域の絆やつながりを大切に、県、各市町、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県赤十字血液センター、献血推進団体、公益財団法人日本骨髄バンク、認定特定非営利活動法人兵庫さい帯血バンク(以下、兵庫さい帯血バンク)及びボランティア等が一体となつて、県民の参画と協働を基本に取り組みのものとす。</p> <p>なお、この計画は、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第10条第4項の規定に基づき献血の推進に関する計画を包含するものである。</p> <p>― 献血により確保すべき血液の目標量</p> <p>国が定めた全国の確保量を基に、日本赤十字社が各都道府県と協議のうえ国の認可を受けて決定した配分によると、兵庫県の令和2年度に献血により確保すべき血液の目標量は93,727L(原料血浆確保目標量:49,203L)となっている。</p> <p>県では、この目標量を確保するため、採血種類別の献血受付者目標数、献血者目標数及び血液目標量を、下表のとおりとし、以下に掲げる事項等の実施により、県内全域の連携のもとに献血参加者の確保を図る。</p> <p>但し、輸血用血液製剤の需要は日々変動することから、兵庫県赤十字血液センターは、血液製剤の日々の需給状況等を把握し、献血者数の調整に努めるとともに、近畿ブロック血液センターの広域的な需給管理のもとで献血の受入と供給を行い、血液製剤の更なる安定供給を図る。</p>

【令和3年度兵庫県献血等推進計画(案)】

区分	(単位:人)		(単位:L)
	献血受付者数	献血者数	
200mL献血	4,800	4,129	826
400mL献血	166,700	143,173	57,269
小計	171,500	147,302	58,095
血漿成分献血	50,000	42,985	23,758
血小板成分献血	26,200	22,570	12,096
小計	76,200	65,555	35,854
合計	247,700	212,857	93,949

また、将来にわたる血液製剤の安定供給を確保するためには、若年層の協力が不可欠であることから、平成29年度から10代、20代、30代の年間献血者数の目標値を都道府県ごとに定めている。令和3年度は下表とおり目標を設定し、その確保に向け重点的に取り組むこととする。

＜年代別献血者数目標＞

	10代 (16～19歳)	20代 (20～29歳)	30代 (30～39歳)
献血者数	11,999人	32,518人	37,715人

II 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

- 1 献血思想の普及啓発、広報活動等
 少子高齢化の進行による献血可能人口の減少、血液製剤を必要とする患者の増加や血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、医療に欠くことのできない血液製剤が将来にわたって安定的に供給される体制を維持するために、若年層、企業・団体、複数回献血者をはじめ、広く県民に以下の取組を中心に普及啓発を行い、献血に対する理解と協力を求め、献血場所及び献血者の確保等を図っていくこととする。

(1) 献血推進キャンペーンの実施

- ア 愛の血液助け合い運動 (厚生労働省等と共催)

7月1日から同月31日の間、広く県民各層に献血思想の普及を図るとともに、特に400mL全血献血及び成分献血への理解と協力を求めるため、国、市町及び日本赤十字

【令和2年度兵庫県献血等推進計画】

区分	(単位:人)		(単位:L)
	献血受付者数	献血者数	
200mL献血	4,700	4,038	808
400mL献血	169,800	144,979	57,992
小計	174,500	149,017	58,799
血漿成分献血	49,400	42,243	23,201
血小板成分献血	26,400	22,615	11,727
小計	75,800	64,858	34,928
合計	250,300	213,875	93,727

また、将来にわたる血液製剤の安定供給を確保するためには、若年層の協力が不可欠であることから、平成29年度から10代、20代、30代の年間献血者数の目標値を都道府県ごとに定めている。令和2年度は下表とおり目標を設定し、その確保に向け重点的に取り組むこととする。

＜年代別献血者数目標＞

	10代 (16～19歳)	20代 (20～29歳)	30代 (30～39歳)
献血者数	11,999人	32,518人	37,715人

II 目標量を確保するために必要な措置に関する事項

- 1 献血思想の普及啓発、広報活動等
 少子高齢化の進行による献血可能人口の減少、血液製剤を必要とする患者の増加や血液製剤の利用実態等について正確な情報を伝え、医療に欠くことのできない血液製剤が将来にわたって安定的に供給される体制を維持するために、若年層、企業・団体、複数回献血者をはじめ、広く県民に以下の取組を中心に普及啓発を行い、献血に対する理解と協力を求め、献血場所及び献血者の確保等を図っていくこととする。

(1) 献血推進キャンペーンの実施

- ア 愛の血液助け合い運動 (厚生労働省等と共催)

7月1日から同月31日の間、広く県民各層に献血思想の普及を図るとともに、特に400mL全血献血及び成分献血への理解と協力を求めるため、国、市町及び日本赤十字

【令和3年度兵庫県献血等推進計画(案)】

【令和2年度兵庫県献血等推進計画】

<p>社との共催により、各地域の実情に応じた広報活動及び各種行事等を実施する。</p> <p>イ はたたちの献血キャンペーン（厚生労働省等と共催） 1月1日から2月28日の間、新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く県民各層に対し献血への理解と協力を求めるため、国、市町及び日本赤十字社との共催により、学生等による自主的な街頭啓発や各地域の実情に応じた広報活動及び各種行事等を実施する。</p> <p>(2) 学生献血推進イベント事業の実施 兵庫県学生献血推進協議会を中心とする学生ボランティアとの連携により、夏季及び冬季等において、学生ボランティアが中心となって企画した啓発イベントを実施する。</p> <p>(3) 若年層への普及啓発 ア 高校生献血推進ボランティア事業の実施 次代の献血を担う高校生が、同世代からの呼びかけにより、身近なボランティアである献血への関心と理解を深めるとともに、地域における献血思想の普及啓発を図るため、高校生ボランティア有志が文化祭等の機会を活用し、地域献血推進団体等とともに、献血啓発イベント（献血啓発コーナーの設置によるパネル展示等）を展開する。</p> <p>イ 献血セミナーの実施 兵庫県赤十字血液センターは、献血の意義や血液製剤について楽しく学べる「献血セミナー」を、高校生、専門学校生、大学生を対象に実施する。さらに将来の献血協力者育成の観点から、親子献血セミナーや小中学校での献血セミナーなど、幼少期への啓発にも努める。</p> <p>ウ 高校生・大学生献血の推進 若いうちに献血を経験することが、その後の献血行動により効果をもたらすと言われていることから、理解の得られた高校・大学等に献血バスを配車して献血会を開催する。また、卒業式に合わせた卒業献血など、献血ができる機会の提供に努める。</p> <p>エ 高校・大学等・企業への働きかけ 県及び市町は、兵庫県赤十字血液センターと連携し、教育委員会及び高校・大学等に献血啓発事業に関する情報提供を行い、協力を働きかける。 兵庫県赤十字血液センターは、企業等に対して、社員研修や社内広報等の機会を利用して「献血セミナー」や献血に関する情報提供等を実施し、正確に理解しやすい情報の伝達を図るとともに、特に20代、30代の若年層労働者の献血促進につ</p>	<p>字社との共催により、各地域の実情に応じた広報活動及び各種行事等を実施する。</p> <p>イ はたたちの献血キャンペーン（厚生労働省等と共催） 1月1日から2月28日の間、新たに成人式を迎える「はたち」の若者を中心として広く県民各層に対し献血への理解と協力を求めるため、国、市町及び日本赤十字社との共催により、学生等による自主的な街頭啓発や各地域の実情に応じた広報活動及び各種行事等を実施する。</p> <p>(2) 学生献血推進イベント事業の実施 兵庫県学生献血推進協議会を中心とする学生ボランティアとの連携により、夏季及び冬季等において、学生ボランティアが中心となって企画した啓発イベントを実施する。</p> <p>(3) 若年層への普及啓発 ア 高校生献血推進ボランティア事業の実施 次代の献血を担う高校生が、同世代からの呼びかけにより、身近なボランティアである献血への関心と理解を深めるとともに、地域における献血思想の普及啓発を図るため、高校生ボランティア有志が文化祭等の機会を活用し、地域献血推進団体等とともに、献血啓発イベント（献血啓発コーナーの設置によるパネル展示等）を展開する。</p> <p>イ 献血セミナーの実施 兵庫県赤十字血液センターは、献血の意義や血液製剤について楽しく学べる「献血セミナー」を、高校生、専門学校生、大学生を対象に実施する。さらに将来の献血協力者育成の観点から、親子献血セミナーや小中学校での献血セミナーなど、幼少期への啓発にも努める。</p> <p>ウ 高校生・大学生献血の推進 若いうちに献血を経験することが、その後の献血行動により効果をもたらすと言われていることから、理解の得られた高校・大学等に献血バスを配車して献血会を開催する。また、卒業式に合わせた卒業献血など、献血ができる機会の提供に努める。</p> <p>エ 高校・大学等・企業への働きかけ 県及び市町は、兵庫県赤十字血液センターと連携し、教育委員会及び高校・大学等に献血啓発事業に関する情報提供を行い、協力を働きかける。 兵庫県赤十字血液センターは、企業等に対して、社員研修や社内広報等の機会を利用して「献血セミナー」や献血に関する情報提供等を実施し、正確に理解しやすい情報の伝達を図るとともに、特に20代、30代の若年層労働者の献血促進につ</p>
--	---

【令和3年度兵庫県献血等推進計画(案)】

【令和2年度兵庫県献血等推進計画】

<p>いて協力を求める。</p> <p>(4) 広報紙(紙)、ラジオ、テレビ等による広報 献血キャンペーン等の時期に合わせ、県及び各市町の広報紙(紙)に広報記事を掲載するとともに、県が提供するテレビ・ラジオ番組及び各市町の広報メディア(有線放送、ケーブルテレビ、インターネット等)を活用し、献血参加の呼びかけ及び献血思想の普及啓発を行う。 兵庫県赤十字血液センターは、オンラインでのセミナー開催や、ツイッター、LINE等のSNS等を活用した情報発信を効果的に行い、若年層の献血推進を図る。</p> <p>(5) 啓発資材等の作成 献血に関する正しい知識の普及と献血への参加を呼びかけるため、啓発資材等を作成し、イベント会場等で配布する。</p> <p>(6) 職場における献血の推進 輸血用血液製剤の安定供給を図るため、官公庁及び企業等における職場献血を推進するとともに、緊急的に計画外献血を実施する必要がある場合には、積極的な協力を求める。特に、血液の確保が困難となる年末年始の時期には、官公庁及び企業等に対し一層の協力を依頼する。 また、兵庫県赤十字血液センターは、官公庁及び企業等に対して、「献血セミナー」を実施し、正しい知識の普及啓発を図り、職場献血において、特に20歳代・30歳代の献血促進について協力を求める。 なお、兵庫県赤十字血液センターは、職場献血の実施にあたって、受付時間の調整等、職員が参加しやすい環境づくりに努める。</p> <p>(7) 複数回献血の推進 輸血用血液製剤の安定供給を図るとともに、特に需要の高まっている成分献血への協力者を増やすため、兵庫県赤十字血液センターは、WEBでの献血予約可能な「ラブラッド」への加入促進に努めるとともに、献血の予約実施が会場の混雑回避等、感染対策として有効であることを広く周知し、安心安全な献血環境の保持に努める。 また、献血バスでの献血者を献血ルームに再来するよう促す方策にも取り組む。</p> <p>(8) 200mL全血献血の在り方 県、市町、兵庫県赤十字血液センターは、医療機関からの需要、血液製剤の安全性の観点から、献血を推進する上では、400mL全血献血及び成分献血を推進する。 しかしながら、将来にわたる献血協力者の確保という観点からは、若い時期の献血</p>	<p>いて協力を求める。</p> <p>(4) 広報紙(紙)、ラジオ、テレビ等による広報 献血キャンペーン等の時期に合わせ、県及び各市町の広報紙(紙)に広報記事を掲載するとともに、県が提供するテレビ・ラジオ番組及び各市町の広報メディア(有線放送、ケーブルテレビ、インターネット等)を活用し、献血参加の呼びかけ及び献血思想の普及啓発を行う。 兵庫県赤十字血液センターは、ツイッター、LINE等のSNS等を活用した情報発信を効果的に行い、若年層の献血推進を図る。</p> <p>(5) 啓発資材等の作成 献血に関する正しい知識の普及と献血への参加を呼びかけるため、啓発資材等を作成し、イベント会場等で配布する。</p> <p>(6) 職場における献血の推進 輸血用血液製剤の安定供給を図るため、官公庁及び企業等における職場献血を推進するとともに、緊急的に計画外献血を実施する必要がある場合には、積極的な協力を求める。特に、血液の確保が困難となる年末年始の時期には、官公庁及び企業等に対し一層の協力を依頼する。 また、兵庫県赤十字血液センターは、官公庁及び企業等に対して、「献血セミナー」を実施し、正しい知識の普及啓発を図り、職場献血において、特に20歳代・30歳代の献血促進について協力を求める。 なお、兵庫県赤十字血液センターは、職場献血の実施にあたって、受付時間の調整等、職員が参加しやすい環境づくりに努める。</p> <p>(7) 複数回献血の推進 輸血用血液製剤の安定供給を図るとともに、特に需要の高まっている成分献血への協力者を増やすため、兵庫県赤十字血液センターは、WEBでの献血予約可能な「ラブラッド」への加入促進に努めるとともに、献血の予約実施が会場の混雑回避等、感染対策として有効であることを広く周知し、安心安全な献血環境の保持に努める。 また、献血バスでの献血者を献血ルームに再来するよう促す方策にも取り組む。</p> <p>(8) 200mL全血献血の在り方 県、市町、兵庫県赤十字血液センターは、医療機関からの需要、血液製剤の安全性の観点から、献血を推進する上では、400mL全血献血及び成分献血を推進する。 しかしながら、将来にわたる献血協力者の確保という観点からは、若い時期の献血</p>
---	--

<p>経験が重要であることから、兵庫県赤十字血液センターは、高校生等の初回献血時には、献血に関する正しい情報の提供を行うなど、献血者に安心・安らぎを与える環境作りに努めるとともに、医療需要を踏まえた上で200ml全血献血による受入れを行い、できる限り献血を経験してもらおうよう努める。</p> <p>2 献血時の健康管理サービスの充実 兵庫県赤十字血液センターは、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。</p> <p>3 献血推進組織の育成に関する事項 (1) 市町献血推進協議会等の運営 市町は住民参加の血液確保対策を推進するため、市町献血推進協議会等を計画的に開催し、血液事業の現状に立脚して、次の事項その他についての対策を協議決定し、その実行を図る等の実質的な運営に努める。</p> <p>ア 献血計画 イ 献血会の育成強化対策（協議会委員の関係団体における対策を含む。） ウ 住民の献血思想の普及を図るための広報活動対策</p> <p>(2) 市町等担当者の研修 県及び兵庫県赤十字血液センターは、各地域の献血会及び協力団体等からの窓口となる各市町及び県健康福祉事務所（保健所）の担当者が、血液事業について共通理解を深め、住民に必要な情報提供を行い、的確に相談に応じることが出来るよう、献血推進担当者会議等を活用して研修を行う。</p> <p>4 献血功労者等の顕彰（表彰及び感謝） (1) 兵庫県献血推進協議会長感謝状の贈呈 献血運動の推進に特に顕著な功績を示した献血功労団体等に対し、兵庫県献血推進協議会長から感謝状を贈呈する。 (2) 厚生労働大臣表彰状及び感謝状の推薦及び伝達 献血運動の推進に特に顕著な功績を示した献血功労団体等について、厚生労働大臣に推薦を行うとともに、表彰状及び感謝状の伝達を行う。</p>	<p>経験が重要であることから、兵庫県赤十字血液センターは、高校生等の初回献血時には、献血に関する正しい情報の提供を行うなど、献血者に安心・安らぎを与える環境作りに努めるとともに、医療需要を踏まえた上で200ml全血献血による受入れを行い、できる限り献血を経験してもらおうよう努める。</p> <p>2 献血時の健康管理サービスの充実 兵庫県赤十字血液センターは、献血者の健康管理に資する検査を行い、献血者の希望を確認してその結果を通知する。</p> <p>3 献血推進組織の育成に関する事項 (1) 市町献血推進協議会等の運営 市町は住民参加の血液確保対策を推進するため、市町献血推進協議会等を計画的に開催し、血液事業の現状に立脚して、次の事項その他についての対策を協議決定し、その実行を図る等の実質的な運営に努める。</p> <p>ア 献血計画 イ 献血会の育成強化対策（協議会委員の関係団体における対策を含む。） ウ 住民の献血思想の普及を図るための広報活動対策</p> <p>(2) 市町等担当者の研修 県及び兵庫県赤十字血液センターは、各地域の献血会及び協力団体等からの窓口となる各市町及び県健康福祉事務所（保健所）の担当者が、血液事業について共通理解を深め、住民に必要な情報提供を行い、的確に相談に応じることが出来るよう、献血推進担当者会議等を活用して研修を行う。</p> <p>4 献血功労者等の顕彰（表彰及び感謝） (1) 兵庫県献血推進協議会長感謝状の贈呈 献血運動の推進に特に顕著な功績を示した献血功労団体等に対し、兵庫県献血推進協議会長から感謝状を贈呈する。 (2) 厚生労働大臣表彰状及び感謝状の推薦及び伝達 献血運動の推進に特に顕著な功績を示した献血功労団体等について、厚生労働大臣に推薦を行うとともに、表彰状及び感謝状の伝達を行う。</p>
--	--

III 血液製剤の適正使用等の推進

III 血液製剤の適正使用等の推進

輸血療法の専門家で構成する兵庫県合同輸血療法委員会(事務局:兵庫県赤十字血液センター)、兵庫県赤十字血液センターと連携協力して、県内医療機関の輸血医療従事者を対象に、安全かつ適正な輸血療法の推進と血液製剤の適正使用等の推進を図るための研究会を開催する。

IV 骨髄等ドナーの確保及び臍帯血の質の向上

1 現状

(1) 骨髄バンク事業

公益財団法人日本骨髄バンク(前身:財団法人骨髄移植推進財団)が設立されて29年が経過し、同バンクを通じた非血縁者間骨髄等移植は令和2年12月末現在で25,039例に上っている(そのうち、平成22年度から幹旋業務が開始された末梢血幹細胞移植は1,104例)。

また、同バンクへのドナー登録者数は、令和2年12月末現在、全国で529,140人、兵庫県内で20,252人に達している。

しかしながら、移植を希望し骨髄バンクに登録した年間患者数に対し、移植を受けられる率は52.2%にとどまっており、移植希望者への早期移植の実現に向け、一人でも多くのドナー登録者を確保する必要があるため、積極的に骨髄等のドナー登録を推進している。

また、ドナー候補者に選ばれたドナー登録者が都合により骨髄提供に至らないケースが見られることから、骨髄提供しやすい環境づくりが課題となっている。

(2) 臍帯血バンク事業

臍帯血バンク事業は1997年(平成9年)に始まり、全国でこれまでに移植に用いられた臍帯血は令和2年12月末現在19,809本に上っている。また、移植用に公開されている保存臍帯血は同時点で約9千3百本となっている。

本県には、全国6か所の公的臍帯血バンクのひとつである兵庫県さい帯血バンクがあり、20か所の臍帯血採取協力医療機関及び搬送・説明ボランティアの協力のもと、臍帯血バンク事業を展開している。同バンクは、令和2年9月にNPO法人設立20周年を迎え、臍帯血バンク事業の推進と普及啓発にさらに取り組んでおり、良質な臍帯血の提供、採取協力医療機関の確保と採取技術の向上、妊婦をはじめ県民へのさらなる普及啓発が求められている。

輸血療法の専門家で構成する兵庫県合同輸血療法委員会(事務局:兵庫県赤十字血液センター)、兵庫県赤十字血液センターと連携協力して、県内医療機関の輸血医療従事者を対象に、安全かつ適正な輸血療法の推進と血液製剤の適正使用等の推進を図るための研究会を開催する。

IV 骨髄等ドナーの確保及び臍帯血の質の向上

1 現状

(1) 骨髄バンク事業

公益財団法人日本骨髄バンク(前身:財団法人骨髄移植推進財団)が設立されて28年が経過し、同バンクを通じた非血縁者間骨髄等移植は令和元年12月末現在で23,947例に上っている(そのうち、平成22年度から幹旋業務が開始された末梢血幹細胞移植は858例)。

また、同バンクへのドナー登録者数は、令和元年12月末現在、全国で527,221人、兵庫県内で20,517人に達している。

しかしながら、移植を希望し骨髄バンクに登録した年間患者数に対し、移植を受けられる率は56.1%にとどまっており、移植希望者への早期移植の実現に向け、一人でも多くのドナー登録者を確保する必要があるため、積極的に骨髄等のドナー登録を推進している。

また、ドナー候補者に選ばれたドナー登録者が都合により骨髄提供に至らないケースが見られることから、骨髄提供しやすい環境づくりが課題となっている。

(2) 臍帯血バンク事業

臍帯血バンク事業は1997年(平成9年)に始まり、全国でこれまでに移植に用いられた臍帯血は令和元年12月末現在18,312本に上っている。また、移植用に公開されている保存臍帯血は同時点で約9千3百本となっている。

本県には、全国6か所の公的臍帯血バンクのひとつである兵庫県さい帯血バンクがあり、17か所の臍帯血採取協力医療機関及び搬送・説明ボランティアの協力のもと、臍帯血バンク事業を展開している。同バンクの施設は、兵庫医科大学内から日本赤十字社兵庫県支部・兵庫県赤十字血液センター合同庁舎内に移転し、平成31年2月から事業を再開した。

長年採取に協力してきた産科医療機関が相次いで分娩の取扱を終了したこと、骨髄バンクに比べ認知度が低いことなどの課題があり、良質な臍帯血の保存に向けて、

<p>採取協力医療機関の確保と採取技術の向上、妊婦をはじめ県民へのさらなる普及啓発が求められている。</p> <p>2 推進方策</p> <p>(1) 骨髓等ドナーの確保</p> <p>ア 献血併行型骨髓等ドナー登録会の開催</p> <p>効果的なドナー登録の推進を図るため、市民イベント及び企業・官公庁・大学等 等で実施される献血会に併せて、献血併行型骨髓等ドナー登録会の開催を積極的に推 進する。</p> <p>特に、ドナー登録期間が長い若年層ドナーの登録を推進するため、大学・専門学 校や若年層の多い献血会場など、新規の登録会場の開拓に努める。</p> <p>イ 骨髓バンク説明員体制の充実</p> <p>ドナー登録を呼びかける説明員の確保充実を図るため、ボランティア団体と連携 し、説明ボランティアの募集、養成を行う。</p> <p>また、献血ルームや献血バスにおいてもドナー登録が円滑に行われるよう、兵庫 県赤十字血液センター職員の骨髓等移植に関する知識習得を進める。</p> <p>ウ ドナーが骨髓提供しやすい職場環境づくり</p> <p>平成 29 年度から実施している骨髓ドナー確保等活動支援金制度を周知し、ドナ ー候補者に選ばれたドナー登録者が骨髓提供しやすい職場環境づくりを企業等に働 きかける。</p>	<p>採取協力医療機関の確保と採取技術の向上、妊婦をはじめ県民へのさらなる普及啓 発が求められている。</p> <p>2 推進方策</p> <p>(1) 骨髓等ドナーの確保</p> <p>ア 献血併行型骨髓等ドナー登録会の開催</p> <p>効果的なドナー登録の推進を図るため、市民イベント及び企業・官公庁・大学等 等で実施される献血会に併せて、献血併行型骨髓等ドナー登録会の開催を積極的に推 進する。</p> <p>特に、ドナー登録期間が長い若年層ドナーの登録を推進するため、大学・専門学 校や若年層の多い献血会場など、新規の登録会場の開拓に努める。</p> <p>イ 骨髓バンク説明員体制の充実</p> <p>ドナー登録を呼びかける説明員の確保充実を図るため、ボランティア団体と連 携し、説明ボランティアの募集、養成を行う。</p> <p>また、献血ルームや献血バスにおいてもドナー登録が円滑に行われるよう、兵 庫県赤十字血液センター職員の骨髓等移植に関する知識習得を進める。</p> <p>ウ ドナーが骨髓提供しやすい職場環境づくり</p> <p>平成 29 年度から実施している骨髓ドナー確保等活動支援金制度を周知し、ドナ ー候補者に選ばれたドナー登録者が骨髓提供しやすい職場環境づくりを企業等に 働きかける。</p> <p>エ 骨髓等移植ドナー助成事業の推進</p> <p>令和 3 年度より、ドナーの負担軽減を図り、ドナー登録者の確保と移植率の向 上を図るために、市町が骨髓等を提供した者に対して要した経費に対して 支援する補助事業を開始し、<u>県内市町への制度拡大に努める。</u></p>
<p>(2) 臍帯血に係る研修会の開催</p> <p>ア 臍帯血搬送・啓発ボランティア等研修会の開催</p> <p>臍帯血の搬送及び普及啓発ボランティアの研鑽並びに活動発表の場となる研修 会を開催する。</p> <p>イ 臍帯血採取技術研修</p> <p>臍帯血採取従事者（産科医師、助産師等）を対象に、より細胞数の多い臍帯血の 確保を図るため、採取技術向上を目的とした研修会を開催する。</p>	<p>(2) 臍帯血に係る研修会の開催</p> <p>ア 臍帯血搬送・啓発ボランティア等研修会の開催</p> <p>臍帯血の搬送及び普及啓発ボランティアの研鑽並びに活動発表の場となる研修 会を開催する。</p> <p>イ 臍帯血採取技術研修</p> <p>臍帯血採取従事者（産科医師、助産師等）を対象に、より細胞数の多い臍帯血の 確保を図るため、採取技術向上を目的とした研修会を開催する。</p>

<p>(3) 造血幹細胞移植に関する普及啓発の充実</p> <p>ア 造血幹細胞移植推進特別講座の開催</p> <p>造血幹細胞移植の推進を図るためには、若年層のドナーを確保することが重要であることから、大学生等を対象に造血幹細胞移植に関する講演会等を開催する。</p> <p>なお、講演会等においては、献血啓発等も併せて行い、将来の献血基盤の確保に努める。</p> <p>イ 高校生等を対象とした啓発セミナーの実施</p> <p>兵庫県赤十字血液センターが行う「献血セミナー」に、骨髄等移植に関する基礎知識を加えることにより、若年層に対する啓発に努める。</p> <p>ウ 企業を通じた普及啓発の促進</p> <p>ドナー登録年代の勤労者を擁する企業による普及啓発活動を支援する。</p> <p>エ 妊産婦等に対する普及啓発</p> <p>臍帯血を安定的に確保するため、妊産婦のほか広く県民に対して、啓発資材を作成・配布し、臍帯血移植に関する普及啓発を行う。</p> <p>(4) 造血幹細胞バンク事業推進功労者の顕彰</p> <p>造血幹細胞バンク事業の推進に顕著な功績のある団体等に対し、兵庫県献血推進協議会長から感謝状を贈呈する。</p> <p>(5) 兵庫さい帯血バンクへの支援</p> <p>兵庫さい帯血バンクに対し、移植に適した安全で有効細胞数の多い臍帯血の安定的な確保のための支援を行うとともに、同バンクが研究用臍帯血の提供等により、再生医療の発展に寄与していることをPRすること、医療機関、関係団体及び県民の臍帯血バンク事業に対する理解を深め、幅広い協力を呼びかける。</p>	<p>(3) 造血幹細胞移植に関する普及啓発の充実</p> <p>ア 造血幹細胞移植推進特別講座の開催</p> <p>造血幹細胞移植の推進を図るためには、若年層のドナーを確保することが重要であることから、大学生等を対象に造血幹細胞移植に関する講演会等を開催する。</p> <p>なお、講演会等においては、献血啓発等も併せて行い、将来の献血基盤の確保に努める。</p> <p>イ 高校生等を対象とした啓発セミナーの実施</p> <p>兵庫県赤十字血液センターが行う「献血セミナー」に、骨髄等移植に関する基礎知識を加えることにより、若年層に対する啓発に努める。</p> <p>ウ 企業を通じた普及啓発の促進</p> <p>ドナー登録年代の勤労者を擁する企業による普及啓発活動を支援する。</p> <p>エ 妊産婦等に対する普及啓発</p> <p>臍帯血を安定的に確保するため、妊産婦のほか広く県民に対して、啓発資材を作成・配布し、臍帯血移植に関する普及啓発を行う。</p> <p>(4) 造血幹細胞バンク事業推進功労者の顕彰</p> <p>造血幹細胞バンク事業の推進に顕著な功績のある団体等に対し、兵庫県献血推進協議会長から感謝状を贈呈する。</p> <p>(5) 兵庫さい帯血バンクへの支援</p> <p>兵庫さい帯血バンクに対し、移植に適した安全で有効細胞数の多い臍帯血の安定的な確保のための支援を行うとともに、同バンクが研究用臍帯血の提供等により、再生医療の発展に寄与していることをPRすること、医療機関、関係団体及び県民の臍帯血バンク事業に対する理解を深め、幅広い協力を呼びかける。</p>
<p>V その他</p> <p>1 血液製剤の安全性の向上に関する取組</p> <p>血液製剤の安全性の確保の一環として、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、広く県民に周知徹底を図る。</p> <p>2 災害時における輸血用血液の確保</p> <p>阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時においては、必要な輸血用血液を適切かつ迅速に確保するため、兵庫県赤十字血液センター及び各市町等と十分な</p>	<p>V その他</p> <p>1 血液製剤の安全性の向上に関する取組</p> <p>血液製剤の安全性の確保の一環として、献血における本人確認や問診の徹底はもとより、HIV等の感染症の検査を目的とした献血を行わないよう、広く県民に周知徹底を図る。</p> <p>2 災害時等における輸血用血液の確保</p> <p>阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時や新興・再興感染症のまん延下の状況においては、必要な輸血用血液を適切かつ迅速に確保するため、兵庫県赤十字</p>

【令和3年度兵庫県献血等推進計画(案)】

【令和2年度兵庫県献血等推進計画】

字血液センターが取り組む、安心・安全な献血環境の保持や、献血者の感染防止対策を支援するとともに、関係機関と十分な連携を図り、必要とされる献血量を把握した上で、報道機関等の協力を得て様々な広報媒体を活用して積極的な献血を呼びかける。

なお、確保された血液については、兵庫県赤十字血液センターの機能を十分に活用するとともに、日本赤十字社兵庫県支部と連携を図り、医療現場への円滑な供給を図る。

連携を図り、必要とされる献血量を把握した上で、報道機関等の協力を得て様々な広報媒体を活用して積極的な献血を呼びかける。

なお、確保された血液については、兵庫県赤十字血液センターの機能を十分に活用するとともに、日本赤十字社兵庫県支部と連携を図り、医療現場への円滑な供給を図る。